

長野県地域防災計画

原子力災害対策編

令和7年度 修正案
新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2章 災害に対する備え</p> <p>1 モニタリング等 県及び市町村は、相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、<u>平時</u>からモニタリングを実施する。</p> <p>4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 (4) 県等が<u>講ずる</u>対策の内容に関すること</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害に対する備え</p> <p>1 モニタリング等 県及び市町村は、相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、<u>平常時</u>からモニタリングを実施する。</p> <p>4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 (4) 県等が<u>講じる</u>対策の内容に関すること</p>	<p>表現の統一に伴う修正</p> <p>表現の統一に伴う修正</p>